

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

認定第 1 号 令和 2 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定について

本件のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

認定第 6 号 令和 2 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 10 号 令和 2 年度岩国市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第 12 号 令和 2 年度岩国市下水道事業会計決算の認定について

認定第 13 号 令和 2 年度岩国市簡易水道事業会計決算の認定について

以上 4 件は、慎重審査の結果、認定すべきものと決しました。

議案第 83 号 令和 2 年度岩国市水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

議案第 84 号 令和 2 年度岩国市工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について

以上 2 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決及び認定をすべきものと決しました。

議案第 86 号 令和 3 年度岩国市一般会計補正予算（第 6 号）

本議案のうち、本委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 92 号 令和 3 年度岩国市駐車場事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 93 号 令和 3 年度岩国市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

議案第 101 号 不動産の取得について

議案第 102 号 玖西環境衛生組合の解散に関する協議について

議案第 103 号 玖西環境衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

議案第 104 号 玖西環境衛生組合の解散に伴う事務の承継に関する協議について

以上 6 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

認定第 1 号 令和 2 年度岩国市一般会計歳入歳出決算の認定についてのうち、本委員会所管分の審査におきまして、

土木費の土木管理費の建築管理費の空家等対策事業に関し、

員中から、老朽危険空き家除却促進事業費補助金の交付実績等について質疑があり、

当局から、「令和 2 年度は 14 件の実績となっている。交付までの流れとしては、職員が聞き取り及び審査を行い、要件に該当すれば補助金を交付していくことになり、30 万円を限度額としているものである」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「補助金の申請がされていない空き家があり、道路に倒れかけて非常に危険な状況となっている場合はどのような対応を取っているのか」との質疑があり、

当局から、「申請に基づく解体について補助をしていくとともに、緊急な措置が必要な場合には、緊急安全代行措置を取ることとしている。また、養生枠の設置など、周囲への危害防止等の対策も取るように考えている」との答弁がありました。

続いて、土木費の河川費の排水施設管理費の排水施設管理費に関し、委員中から、「降雨時における排水ポンプの運転、樋門や樋管の開閉については、全て委託先に任せているのか。また、樋門や樋管の開閉等の誤操作によって被害が起きた場合、行政責任で全て対応していくようになるのか」との質疑があり、

当局から、「全て任せているわけではなく、警報等が出た場合、職員が出勤し待機しているので、随時連絡をいただき、現場に赴いたり、電話での対応も行っている。また、被害が起きた場合においては、現場によって状況が異なるため一概に言えないが、市に責任が全くないということはない」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「実際の作業には物すごい責任を伴うため、精神的な面からも、しっかりとしたフォローをお願いしたい」との意見があり、当局から、「操作には大変危険を伴う場合もあるため、いま一度、業務内容を整理し、業務を委託するに当たっては、しっかりと協議や打合せをしながら、安心して業務ができるように努めてまいりたい」との答弁がありました。

本件のうち、本委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

次に、議案第102号 玖西環境衛生組合の解散に関する協議について、議案第103号 玖西環境衛生組合の解散に伴う財産処分に関する協議について、議案第104号 玖西環境衛生組合の解散に伴う事務の承継に関する協議についての審査におきまして、

委員中から、玖西環境衛生組合の解散後の対応等について質疑があり、当局から、「令和4年度に事務を岩国市が引き継ぎ、令和9年度までは真水苑で操業を継続できるため、その間に新たな搬入先を探すようになる。その後、解体を行うようになるが、財源については積立金で対応してまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて、委員中から、「今後は搬入先も変わるが、公共下水道のほうと連携を取りながら対応していくことは考えていないのか。また、合併処理浄化槽の処理料金については、事業者によって料金に差があるのは理解しているが、地域間の差についてどのように考えているのか」との質疑があり、当局から、「処理料金については、今までも事業者とも協議を重ねており、いろいろな方向で研究をしている。また、組合の解散後は、今までと環境が変わ

ることになるので、関係課と協議しながら、次の対応を検討してまいりたい」との答弁がありました。

本議案につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。